

## 板橋区立保育園保育補助員設置要綱

(平成13年1月15日区長決定)

(改正 平成13年7月12日区長決定)

(改正 平成14年3月29日区長決定)

(改正 平成15年3月17日区長決定)

(改正 平成15年7月16日区長決定)

(改正 平成16年3月22日区長決定)

(改正 平成17年3月23日区長決定)

(改正 平成19年3月26日区長決定)

(改正 平成20年3月26日区長決定)

(改正 平成21年3月31日区長決定)

(改正 平成23年3月31日区長決定)

(改正 平成25年3月27日区長決定)

(改正 平成28年3月23日区長決定)

(改正 平成31年1月25日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区立保育園における児童の健全育成を図るため、保育補助員を設置し、その任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 保育補助員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤とする。

### (職務)

第3条 保育補助員は、保育補助及び施設管理に関することを行うものとし、その主な業務は次に掲げるものとする。

- (1) 保育補助業務
- (2) 保育準備補助・片付け業務
- (3) 清掃業務
- (4) 防犯業務
- (5) 行事補助作業業務
- (6) 前号に付随する業務

### (任用)

第4条 保育補助員は、次の各号に該当する者のうちから、区長が任用する。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 保育事業に関し、豊富な知識及び経験を有する者

2 保育補助員の任用期間は、原則として、1年間とする。ただし、次に掲げる要件を備えている者については、1年を超えない期間で任用を更新することができる。

- (1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。
  - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- 3 前項のただし書きによる任用の更新は、保育補助員が年齢65歳に達する日の属する年度の末日を限度とする。
- 4 保育補助員の任用は、発令通知書（別記様式第1号）による。
- 5 保育補助員の任用に当たり、労働条件通知書（別記様式第1号の2）を交付する。

（任用決定者の提出書類）

第5条 保育補助員として任用された者は、必要に応じて任用後2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書
  - (2) 通勤届（別記様式第2号）
  - (3) 口座振替依頼書（別記様式第3号）
  - (4) 誓約書（別記様式第4号）
  - (5) 健康診断書（細菌検査を含む。）
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更があるときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

（欠格事項）

第6条 次の各号の一に該当する者は、保育補助員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（勤務態様）

第7条 保育補助員の勤務態様は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、1週間において5日または、6日とし、30時間を越えない範囲で勤務するものとし、その勤務の割り振りは、子ども家庭部保育サービス課長（以下「課長」という。）が定める。
- (2) 勤務場所は、課長が定める。

（休日）

第8条 前条の規定により、課長が定める勤務日以外の日は、休日とする。

（勤務時間）

第9条 保育補助員の1日の勤務時間及び正規の勤務時間の割り振りは、別表1のとおりとする。

(特例)

第10条 課長は、職務の遂行上特に必要があるときは、第7条から前条までに規定する勤務態様、休日及び勤務時間を臨時に変更することがある。

2 課長は、職務の都合により、第7条又は第9条に定める勤務日又は勤務時間に不都合が生ずる場合は、勤務日又は勤務時間の割り振りについて、4週間ごとの期間についてこれを定めるものとする。

(通常の勤務部署以外での勤務時間)

第11条 保育補助員が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外で職務に従事した場合において、勤務時間を算定しがたいときは、正規に勤務時間を勤務したものとみなす。

(報酬及び費用弁償)

第12条 保育補助員の報酬及び費用弁償は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年板橋区条例第25号)及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和54年板橋区規則第7号)の定めるところによる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の支給方法は次のとおりとする。

(1) 基準報酬は時間額とし、月の勤務時間数及び勤務日に応じた額を翌月15日に支給する。ただし、15日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。以下この号において同じ。)であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

なお、保育補助員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(2) 付加報酬の支給については、「非常勤職員の通勤費相当額の支給に関する要綱」(昭和60年3月23日区長決裁)による。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇の日数は別表2のとおりとし、会計年度ごとに付与する。

2 前項により付与された年次有給休暇の日数のうち、当該任用期間に使用しなかった日数については、引き続き次の任用期間に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の任用期間における勤務日数の総和が、所定勤務日数の8割に満たない保育補助員については、この限りでない。

3 年度の中で任用され、当該年度の任用期間が12月に満たない者の年次有給休暇は別表3のとおりとする。

4 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。

5 年次有給休暇は、本人の請求があった時季に与えるものとする。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合には、その時季を変更することができる。

6 年次有給休暇取得の場合の、その有給の額は、平日時間額により算出する。

7 年次有給休暇の処理は、別記様式第5号による。

(慶弔休暇)

第14条 保育補助員には、有給の慶弔休暇を付与する。慶弔休暇の付与日数については、次の通りとする。

- (1) 親族が死亡したとき 一般職員に準ずる
- (2) 保育補助員自身が婚姻するとき 引き続き7日
- (3) 保育補助員自身の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日

2 慶弔休暇の処理は、別記様式5号による。

(病気休暇)

第15条 課長は、保育補助員が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことを申し出た場合、無給の病気休暇を引き続き30日の範囲内で、日を単位として、任用期間において、30日を限度に付与することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、引き続き4日以上病気休暇を取得した場合は、最初の3日間を有給とする。
- 3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。
- 4 病気休暇を申し出る時は、医師の証明書を示さなければならない。
- 5 病気休暇の処理は、別記様式第5号による

(公民権行使等休暇)

第15条の2 課長は保育補助員が勤務時間の全部又は一部において、公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）を行う場合、必要と認められる時間、有給の休暇を付与することが出来る。

- 2 課長は保育補助員が公民権行使等休暇を請求した場合には、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。
- 3 課長は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。
- 4 公民権行使等休暇の処理は、別記第5号様式による。

(夏季休暇)

第16条 課長は、保育補助員に、夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において、保育補助員が心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことを申し出た場合、有給の夏季休暇を5日付与することができる。

- 2 夏季休暇の処理は、別記様式第5号による。

(妊娠・出産休暇等)

第17条 職員から労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条から第68条までに規定する休暇並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

律（昭和47年法律第113号）第12条及び第13条に規定する措置の請求があった場合、無給の休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、第13条第2項に規定する年次有給休暇の繰越の算定に当たって、勤務したものとみなす。

（育児休業及び介護休業等）

第17条の2 保育補助員の育児休業及び介護休業等の取得については、「非常勤職員の育児・介護休業等に関する要綱」（平成16年3月4日区長決裁）による。

（遅刻及び早退）

第18条 遅刻をした者又は早退をしようとする者は、課長に届け出なければならない。

2 その処理は、遅参・早退簿（別記様式第6号）による。

（社会保険等）

第19条 保育補助員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（服務）

第20条 保育補助員は、その職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 保育補助員は、その職務の遂行にあたって、法令及びこの要綱等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 保育補助員は、その職を傷つけるような行為をしてはならない。

4 保育補助員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 保育補助員は、誠実かつ公正に勤務し、職務を民主的かつ能率的に処理しなければならない。

6 保育補助員は、勤務時間中は政治行為をしてはならない。

（制裁）

第21条 保育補助員が、次の各号の一に該当する場合は、次条の規定により制裁を行う。

(1) 重要な経歴を偽りその他の手段によって採用されたとき。

(2) 本要綱にしばしば違反するとき。

(3) 素行不良で職場内の風紀、秩序を乱したとき。

(4) 遅参、早退のほか職務に専念しないとき。

(5) 職務上の怠慢又は監督不行き届きによって災害事故を引き起し、又は区の設備器具を損壊したとき。

(6) 正当な事由なく無断欠勤するとき。

(7) 許可なく区の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。

- (8) 職務上の指揮命令に違反したとき。
- (9) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき。

(制裁の種類・程度)

第22条 制裁は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒告 当該職員の職務履行の改善向上に資するため、その責任を確認し、将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が平均報酬の1日分の半額、総額が一報酬支払い期における報酬総額の10分の1の範囲で行う。
- (3) 停職 7日以内出勤を停止し、その期間中の報酬は支給しない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく、即時に解職する。この場合において所管労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均報酬の1月分）を支給しない。

(解職)

第23条 区長は、保育補助員が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績又は能率が従事に適しないと認められたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合。
- (4) 事業の縮小若しくは予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。

(退職)

第24条 保育補助員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て区の承認があったとき、又は退職願（別記様式第7号）提出後14日を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 期間の定めのある任用が満了したとき。

(退職願)

第25条 保育補助員が退職しようとする場合は、少なくとも14日前までに退職願を提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、区の承認があるまで従前の職務に服さなければならない。ただし、退職願提出後14日を経過した場合は、この限りでない。

(公務災害補償)

第26条 保育補助員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和47年特別区人事・厚

生事務組合条例第13号)の定めるところによる。

(委任)

第27条 この要綱について、必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日以前に雇用を開始されていた、保育補助員の年齢制限については、第4条第2項の規定にかかわらず、付則別表1のとおりとする。

付則別表1

年齢制限についての経過措置		
平成13年度	平成14年度	平成15年度以降
67歳	66歳	65歳(本則)

経過措置としての年齢制限については、その当該年度にその年齢に到達する者までが任用できるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成13年7月12日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成15年7月16日から施行し、同月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。



別表 1

保育補助員勤務時間一覧表

勤務時間数	勤務時間帯	朝		夕		延長	備考
		・7時15分～9時15分 ・7時30分～9時30分 ・7時45分～9時45分 ・8時00分～10時00分	・8時15分～10時15分 ・8時30分～10時30分 ・8時45分～10時45分 上記のいずれかの時間帯の2時間	・7時15分～10時15分 ・7時30分～10時30分 ・7時45分～10時45分 上記のいずれかの時間帯の3時間	・15時30分～17時30分 ・15時45分～17時45分 ・16時00分～18時00分 ・16時15分～18時15分 ・16時30分～18時30分 上記のいずれかの時間帯の2時間	・15時15分～18時15分 ・15時30分～18時30分 上記のいずれかの時間帯の3時間	
勤務種別名							
5時間	保育補助員(朝3・夕・)			○	○		
	保育補助員(朝・夕3・)	○				○	
	保育補助員(朝3・・延)			○			○
4時間	保育補助員(朝・夕・)	○			○		
	保育補助員(朝・・延)	○					○
3時間	保育補助員(朝3・・)			○			
	保育補助員(・夕3・)					○	
2時間	保育補助員(朝・・)	○					
	保育補助員(・夕・)				○		
	保育補助員(・・延)						○